

○運転免許(試験により判断する場合以外の場合)

(第 84 条第 1 項)

改正 平成 26 年 6 月 4 日 平成 28 年 2 月 1 日
 平成 29 年 3 月 12 日 平成 29 年 9 月 1 日
 令和元年 12 月 1 日 令和 2 年 6 月 30 日
 令和 5 年 1 月 4 日

審査基準

令和 5 年 1 月 4 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 84 条第 1 項
処分の概要	運転免許(試験により判断する場合以外の場合)
原権者(委任先)	岡山県公安委員会(免許の効力の停止については、岡山県警察本部長)
法令の定め	<p>道路交通法第 88 条(免許の欠格事由)、第 90 条第 1 項、第 2 項及び第 13 項(免許の拒否等)、第 90 条の 2 第 1 項(大型免許等を受けようとする者の義務)、第 96 条(受験資格)、第 96 条の 2(受験資格)、第 96 条の 3(受験資格)</p> <p>道路交通法施行令第 32 条の 7(19 歳から大型免許等を受けることができる者)、第 32 条の 8(19 歳から中型免許等を受けることができる者)、第 33 条(免許の拒否又は保留の基準)、第 33 条の 2(免許の拒否又は保留の基準)、第 33 条の 2 の 2(免許の拒否又は保留の基準)、第 33 条の 2 の 3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第 33 条の 5 の 2(仮運転免許の拒否の基準)、第 33 条の 5 の 3(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第 34 条(受験資格の特例)、第 34 条の 2(受験資格の特例)</p>
審査基準	<p>病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙 1 のとおり</p> <p>点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙 2 のとおり</p>
標準処理期間	1 日(運転免許センター等 1 日)
申請先	申請は運転免許センター等の窓口(警察署を除く。)
問い合わせ先	交通部運転管理課行政処分係又は交通部運転免許課試験係

別紙 1

[別紙参照]

別紙 2

[別紙参照]